

長期優良住宅に係る壁量基準の見直しについて

1. 令和4年10月1日以降、壁量基準により計算する場合にあつては、現行の住宅性能表示制度の耐震等級3のみの評価となります。

住宅性能表示制度における構造計算による場合は、引き続き、実荷重を踏まえた上で、耐震等級2以上の基準へ適合すれば認定基準を満たすものとします。(耐震等級2，耐震等級3の両方で評価します)

2. 壁量基準では、P V等（太陽光発電等）を屋根に載せた場合は、仕様に関わらず重い屋根の壁量基準を満たすものとします。

このことは当センターHPのトップページの最新・更新情報に9月下旬掲載いたします。